

○鳥取県附属機関条例

平成25年10月11日
鳥取県条例第53号

鳥取県附属機関条例をここに公布する。

鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例(以下「旧条例」という。)別表第1に掲げる鳥取県精神医療審査会、鳥取県地域移行支援プロジェクト会議、鳥取県地域依存症対策推進委員会及び鳥取県自立支援医療費(精神通院医療)支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例(以下「新条例」という。)別表第1に掲げる鳥取県精神保健福祉医療協議会の委員に任命されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例別表第1に掲げる鳥取県心といのちを守る県民運動、鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会、鳥取県8020運動推進協議会及び鳥取県よい歯のコンクール審査会の委員に任命されている者は、新条例別表第1に掲げる鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議の委員に任命されたものとみなす。

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第41号)抄

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第43号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(平28条例40・旧第1項・一部改正)

附 則(平成26年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第56号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県就学指導委員会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県就学支援委員会の委員に任命されているものとみなす。

附 則(平成27年条例第26号)抄

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成27年条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第29号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成27年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第43号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条、次項及び附則第3項の規定は、同日以降の規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第37号で平成29年5月30日から施行)

附 則(平成29年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第1又は別表

第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県がん対策推進会議	鳥取県東部圏域がん対策推進会議 鳥取県中部圏域がん対策推進会議 鳥取県西部圏域がん対策推進会議
鳥取県歯科保健推進協議会	鳥取県東部地域歯科保健推進協議会 鳥取県中部地域歯科保健推進協議会 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会
鳥取県老人ホーム入所調整委員会	鳥取県東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会 鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会 鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会
鳥取県地域保健医療協議会	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会 鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会 鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会
鳥取県立高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会 鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会
鳥取県立学校学校関係者評価委員会	鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取 ^{ろう} 聾学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取 ^{ろう} 聾学校ひまわり分校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会 鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会 鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会 鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会 鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会
鳥取県立学校学校評議員会	鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員

	鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員 鳥取県立青谷高等学校学校評議員 鳥取県立岩美高等学校学校評議員 鳥取県立八頭高等学校学校評議員 鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員 鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員 鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員 鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員 鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員 鳥取県立米子東高等学校学校評議員 鳥取県立米子西高等学校学校評議員 鳥取県立米子高等学校学校評議員 鳥取県立米子南高等学校学校評議員 鳥取県立米子工業高等学校学校評議員 鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員 鳥取県立境高等学校学校評議員 鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員 鳥取県立日野高等学校学校評議員 鳥取県立鳥取盲学校学校評議員 鳥取県立鳥取 ^{ろう} 豊学校学校評議員 鳥取県立鳥取 ^{ろう} 豊学校ひまわり分校学校評議員 鳥取県立鳥取養護学校学校評議員 鳥取県立白兎養護学校学校評議員 鳥取県立倉吉養護学校学校評議員 鳥取県立皆生養護学校学校評議員 鳥取県立米子養護学校学校評議員 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議

附 則(平成29年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第46号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県職員健康管理審査会	鳥取県職員一般疾患健康管理審査会 鳥取県職員精神疾患健康管理審査会
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権意識調査実施検討委員会
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県有害図書類指定審査会
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進会議
鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会 鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会 鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会 鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会 鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会 鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会 鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会 鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県観光交流局指定管理施設運営評価委員会 鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会 鳥取県立農業大学校外部評価委員会 鳥取県農業改良普及所外部評価検討会 鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会 鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会
鳥取県補助金等審査会	トットリズム推進委員会
鳥取県表彰・認定等審査会	トットリズム推進委員会 鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会 鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会 とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会 まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審査委員会 鳥取県体験作文等審査委員会 鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会 鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会 鳥取県自然環境保全コンクール審査会 鳥取県グリーン商品認定審査会 鳥取県経営革新計画承認審査会 鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会 鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議 鳥取県技能者表彰候補者選考委員会 鳥取県伝統工芸認定委員会 食のみやこ鳥取県推進協議会 鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会 鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会 鳥取県和牛産肉能力検定委員会 鳥取県緑化関連表彰等審査会
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会 鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会
鳥取県特別支援教育推進委員会	鳥取県就学支援委員会 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会

	鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	鳥取県立高等学校運営指導委員会
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会 鳥取県立大山青年の家運営委員会
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会 鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	鳥取県高校生英語弁論大会審査会 鳥取県高校生理教課題研究等発表会審査会 鳥取県育英奨学生選考委員会

3 この条例の施行の際現に鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置されている附属機関については、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県文化財保護審議会、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県文化財保護審議会、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会の委員に任命されたものとみなす。

附 則(令和元年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第10号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第23号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第29号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和5年4月1日)

附 則(令和4年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例目次の改正規定及び第2章第1節第7款の改正規定並びに第2条の規定は令和5年4月1日から、第1条中鳥取県税条例第232条の改正規定は規則で定める日から施行する。

附 則(令和5年条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第53号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第3条による改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県美術資料収集評価委員会の委員に任命されている者は、同条による改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県美術資料収集評価委員会の委員に任命されたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

(平25条例56・平26条例12・平26条例41・平26条例43・平26条例44・平26条例56・平27条例12・平27条例26・平27条例27・平27条例29・平27条例33・平27条例43・平27条例46・平28条例17・平28条例43・平28条例46・平28条例47・平29条例5・平29条例13・平29条例14・平29条例32・平29条例46・平30条例16・平31条例10・令元条例24・令2条例12・令2条例16・令2条例18・令2条例32・令2条例46・令3条例12・令4条例10・令4条例28・令4条例29・令4条例31・令5条例1・令5条例53・令6条例10・一部改正)

名称	調査審議する事項
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第18条第1項 に規定する事項
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	(1) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条各号 に掲げる事項
	(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第2項 に規定する事項
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項各号 に掲げる事項
鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直しその他の地震防災対策に関する事項
	(2) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項 に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第37条第2項各号 に掲げる事項
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第4項 に規定する事項
鳥取県行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項 に規定する事項
鳥取県固定資産評価審議会	地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第2項 に規定する事項
鳥取県公益認定等審議会	(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第1項 に規定する事項
	(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第138条第1項 に規定する事項
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例(平成15年鳥取県条例第8号)第2条各号 に掲げる事項
鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	職員の処分の基準案及び職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例(昭和38年鳥取県条例第6号)第2条第1項 に規定する事項
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	鳥取県職員人材開発センター運営審議会設置条例(昭和31年鳥取県条例第2号)第2条 に規定する事項
鳥取県公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)第4条第1項 に規定する事項
鳥取県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条第1項 に規定する事項
鳥取県職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第9条第1項 に規定する事項

鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項及び第31条第2項 の規定による調査に関する事項
	(2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、 いじめ防止対策推進法第28条第1項 又は 同法第30条第2項 の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	中山間地域等の振興及び移住定住の促進に関する事項
鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条第1項 並びに 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第12条の2及び第13条 に規定する事項
鳥取県男女共同参画推進員	鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)第24条各号 に掲げる事項
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例第32条 に規定する事項
鳥取県男女共同参画センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項
鳥取県文化芸術振興審議会	鳥取県文化芸術振興条例(平成15年鳥取県条例第53号)第17条第1項 に規定する事項
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会及び鳥取県ジュニア美術展覧会の開催要項、審査員の決定その他の運営に関する事項
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項
鳥取県美術資料収集評価委員会	県の美術資料の収集の可否及び評価に関する事項
鳥取県文化財保護審議会	(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第3項 に規定する事項
	(2) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第44条 に規定する意見に関する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第3項 の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例(平成24年鳥取県条例第6号)第2条第1項 に規定する事項
鳥取県社会福祉審議会	(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項 に規定する事項
	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項本文及び第2項 に規定する事項
	(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第7条 に規定する事項
	(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第7条 に規定する事項
鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会	福祉サービスの評価を行う第三者機関の認証その他の福祉サービスの第三者評価に関する事項
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例(令和4年鳥取県条例第28号)第14条第1項 に規定する事項
鳥取県精神保健福祉医療協議会	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第12条 に規定する事項
	(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給の認定に関する事項
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項
	(4) 精神障がい者の地域移行及び地域定着に向けた支援に関する事項
	(5) 薬物等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項
	(6) アルコール健康障がい対策に関する事項
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項 の審査請求に関する事項
	(2) 児童福祉法第56条の5の5第1項 の審査請求に関する事項

鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会	障がい者の芸術・文化活動の推進のための施策に関する事項
鳥取県障害者施策推進協議会	(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項各号 に掲げる事項
	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項 に規定する事項
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話言語条例(平成25年鳥取県条例第54号)第17条各号 に掲げる事項
鳥取県地域自立支援協議会	地域における障がい者及び障がい児の支援体制の整備に関する事項
鳥取県介護保険審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)第183条第1項 に規定する事項
鳥取県 <small>かくたん</small> 喀痰 吸引等研修実施委員会	<small>かくたん</small> 喀痰 吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項
子育て王国とっとり会議	(1) 子育て王国とっとり条例(平成26年鳥取県条例第5号)第12条第1項各号 に掲げる事項
	(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号 に掲げる事項
	(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条 に規定する事項
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	(1) 児童福祉法第19条の3第4項 の規定による審査に関する事項
	(2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条 に規定する事項
鳥取県肝炎対策協議会	肝臓がん、肝炎その他の肝疾患の診療体制に関する事項
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進条例(平成22年鳥取県条例第43号)第8条から第14条 までの規定によるがん対策に関する事項
鳥取県感染症対策協議会	感染症による危機に適切に対応するための指針の策定、感染症情報の収集及び分析並びに状況に応じた対応策等に関する事項
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県指定難病審査会	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第2項 の規定による審査に関する事項
	(2) 治療方法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするものの患者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県医療審議会	医療法(昭和23年法律第205号)第71条の2第1項 に規定する事項
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第25条第1項 に規定する事項
鳥取県周産期医療協議会	安心安全な妊娠及び出産並びに新生児に対する高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備に関する事項
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号 に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項
鳥取県死因究明等推進協議会	死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)第30条 に規定する死因究明等推進地方協議会の所掌に属する事項として 同条 に規定する事項
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項 の審査請求に関する事項
鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条第1項 の審査請求に関する事項
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項 に規定する事項
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項 の規定により定める計画に関する事項
鳥取県国民健康保険運営協議会	鳥取県国民健康保険事業の運営に関する事項
鳥取県東部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第3項各号 に掲げる事項
鳥取県中部感染症診査協議会	
鳥取県西部感染症診査協議会	
鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
鳥取県地域保健医療協議会	地域保健医療計画の実施に関する事項

鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)第27条各号 に掲げる事項
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第40条 に規定する事項
鳥取県公害紛争あつせん委員	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第24条第2項 に規定するあつせんに関する事項
鳥取県公害紛争調停委員会	公害紛争処理法第24条第2項 に規定する調停に関する事項
鳥取県公害紛争仲裁委員会	公害紛争処理法第24条第2項 に規定する仲裁に関する事項
鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項
鳥取県放射能調査専門家会議	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉱山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第30条第1項各号 に掲げる事項
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項各号 に掲げる事項
鳥取県クリーニング師試験委員	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項 に規定する事項
鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例(平成12年鳥取県条例第20号)第1条 に規定する事項
鳥取県調理師試験委員	調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項 に規定する事項
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号)第28条 に規定する事項
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)第5条 に規定する事項
鳥取県消費者教育推進地域協議会	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第20条第2項 に規定する事項
鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)第24条第1項 に規定する事項
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第11条第1項 に規定する事項
鳥取県開発審査会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第1項 に規定する事項
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項 に規定する事項
鳥取県国土利用計画地方審議会	国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項 に規定する事項
鳥取県都市計画審議会	都市計画法第77条第1項 に規定する事項
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項 に規定する事項
鳥取県建築士審査会	建築士法(昭和25年法律第202号)第28条 に規定する事項
鳥取県建築審査会	建築基準法(昭和25年法律第201号)第78条第1項 に規定する事項
鳥取県中小企業調停審議会	(1) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第82条 に規定する事項 (2) 鳥取県中小企業調停審議会設置条例(昭和33年鳥取県条例第40号)本則各号 に掲げる事項
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例(平成12年鳥取県条例第21号)第2条 に規定する事項
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項第1号及び第4号から第6号 までに掲げる事項
鳥取県知的財産マネジメント委員会	県等が保有する知的財産権に関する事項
鳥取県職業能力開発審議会	鳥取県における職業能力開発のあり方に関する事項
鳥取県農業共済保険審査会	農業保険法(昭和22年法律第185号)第222条第2項 に規定する事項
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業農村整備事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全措置に関する事項
鳥取県職務育成品種審査会	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例(平成18年鳥取県条例第11号)第25条 に規定する職務育成品種の品種登録に関する事項
鳥取県森林審議会	森林法(昭和26年法律第249号)第68条第2項 に規定する事項
鳥取県森林病虫害等(松くい	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必

虫)防除連絡協議会	要な事項
鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第53条の21 に規定する豊かな森づくり協働税の使途に関する事項
鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会	カワウの繁殖抑制対策に関する事項
鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)第2条各号 に掲げる事項
鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条第2項 に規定する事項
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項 に規定する事項
鳥取県河川委員会	河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項 に規定する河川整備基本方針及び 同法第16条の2第1項 に規定する河川整備計画の策定又は変更に関する事項
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第12条第1項各号 に掲げる事項
鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会	土砂災害警戒情報の発表基準、公表方法等に関する事項
鳥取県地方港湾審議会	港湾法(昭和25年法律第218号)第35条の2第1項 に規定する事項
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例(令和元年鳥取県条例第24号)第2条 に規定する事項
鳥取県政府調達苦情検討委員会	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条 に規定する特定調達契約に係る苦情の申出の処理に関する事項
鳥取県物品購入等に係る入札等審査会	物品購入等に係る競争入札参加資格者の審査その他競争入札の適正な実施に必要な事項
鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項 に規定する事項並びに指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	県が実施する試験研究及び普及指導活動並びに県の機関の運営の評価に関する事項(他の附属機関の調査審議する事項を除く。)
鳥取県補助金等審査会	県が県以外の補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けずに交付する補助金、交付金、利子補給金その他これに類するものの交付の対象となる事務又は事業の採択等に関する事項
鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	県が発注する業務に係る 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号 の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項及び 第167条の10の2第3項 に規定する総合評価一般競争入札を実施する場合における落札者の決定に関する事項
鳥取県表彰・認定等審査会	県が行う表彰、認定その他これらに類するものの対象者等の審査、選考等に関する事項(他の附属機関の調査審議する事項を除く。)

別表第2(第2条関係)

(平26条例12・平26条例34・平27条例12・平28条例17・平29条例13・平29条例14・平29条例32・平30条例16・平31条例10・令4条例10・令4条例23・令5条例1・令6条例10・一部改正)

名称	調査審議する事項
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条第1項 に規定する事項
鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会	教職員の処分の基準案及び教職員の処分案並びに職員に対する求償に関する事項
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教職員育成協議会	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の7第1項 に規定する事項
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第8条各号 に掲げる事項
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第2項 の規定による教育職員検定に関する事項
鳥取県特別支援教育推進委員会	公立学校における障がいのある児童、生徒等の支援等に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項 の規定による調査に関する事項
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発、実践等の体制整備に関する事項
鳥取県スーパーサイエンスハ	高等学校における理数系教科に係る教育課程の研究開発に関する事項

イスクール運営指導委員会	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項
鳥取県立学校第三者評価委員会	専門的な知識を有する評価専門委員による鳥取県立学校の評価の実施に関する事項
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項
鳥取県社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項各号 に掲げる事項
鳥取県子どもの読書活動推進委員会	鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立青少年社会教育施設の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第2項 に規定する事項
鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項 に規定する事項
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項 に規定する事項並びに指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
鳥取県教育委員会補助金等審査会	県が県以外の補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する補助金、交付金、利子補給金その他これに類するものの交付の対象となる事務又は事業の採択等に関する事項
鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	県が発注する業務に係る 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項及び 第167条の10の2第3項 に規定する総合評価一般競争入札を実施する場合における落札者の決定に関する事項
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	県が行う表彰、認定その他これらに類するものの対象者等の審査、選考等に関する事項(他の附属機関の調査審議する事項を除く。)